

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 25 日

審査機関名 株式会社トーマツ審査評価機構

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	病院施設における空調用冷温水ポンプへのインバーター制御設備 (エコビジョン) 導入による排出削減事業
排出削減事業者名	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院
排出削減共同実施 事業者名	一般社団法人 低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：－)
事業実施場所	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 (青森県八戸市大字白銀町字南ヶ丘 1 番地)
事業の概要	セントラル空調用の冷温水ポンプを負荷に応じたインバーター制 御を行う事で、電力使用量および CO ₂ 排出量の大幅な削減を図る。
排出削減量の計画	【限界電源炭素排出係数使用】 2012 年度：9 tCO ₂ /年 事業実施期間合計：9 tCO ₂ 【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2012 年度：7 tCO ₂ /年 事業実施期間合計：7 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2013 年 3 月 23 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御に よるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されることを、事業実施サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2013年2月5日</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO₂排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者等への質問により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>インバーターは新設設備である。既存のポンプ類設備は本事業実施後において、継続的に使用されることを現地視察と関係者等への質問により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、担当者への質問及び検算により、全体で8.3年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、証拠書類（ESCO サービス契約書（案）、電気料金伝票等）と突合することにより正確性を確認した。</p> <p>また、投資については、補助金は受領していないことを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本事業者の事業実施場所は入院病床がある総合病院であり、年中無休24時間稼働であり、事業者は省エネを課題の一つとして考えている。この度、省エネ及び地球温暖化ガス削減のため、空調用の冷温水ポンプへのインバーター（制御設備を含む）の導入を計画した。また、国内クレジットの活用により投資の採算性向上を図ることとしている。</p> <p>以上のことを関係者等への質問により確認した。</p>
り自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについて、関係者等への質問により確認した。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論「間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類</p>

要件	審査手続き
	<p>可変能力制御機器の導入：方法論番号：005」に基づき排出削減量を計算しており、以下の通り、当該方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1: 可変能力制御のない本事業実施前の既存のポンプ類設備を現地で確認した。また、2013年3月にポンプ類設備にインバーターが導入されることを、本事業実施後の導入設備（インバーターおよびその制御設備）の仕様書の閲覧により確認した。なお、ポンプ類設備の更新は行われていない。</p> <p>適用条件 2: 本事業実施前後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量として、ポンプ類設備の年間稼働時間が選定されている。事業実施前の年間稼働時間は運転管理システムの中で自動的に積算され、月毎に集計されていることを現地設備の視察により確認した。事業実施後の年間稼働時間はインバーター制御設備（エコビジョン）の中で自動的に積算、集計されることを当該設備の仕様書、現地目視及び関係者等への質問により確認した。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、関連書類（仕様書、空調用冷温水系統図等）の閲覧及び関係者等への質問、現地目視により確認した。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの機器も排出削減事業計画に記載されている法定耐用年数の2倍を超えていないことを関連書類（機器の仕様書、設計図面等）の閲覧及び関係者等への質問により確認した。</p>

4. 特記事項

特にない。

以上